

## 学校給食における食物アレルギーの対応について

アレルギー疾患のあるお子さんの学校・園生活をより安心して安全なものにするため、学校・園・教育委員会はお子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

学校給食において特に配慮や管理が必要なお子さんにつきましては、文部科学省の指導により、

- 毎年、① 「学校生活管理指導表」(医師記入)  
② 「食物アレルギー問診票」(保護者記入)  
③ 「食物アレルギー個別調査票」(保護者記入)

を提出していただき、それらを基に学校給食におけるアレルギー対応を行います。

食物アレルギーの状況に応じた、より適切な対応方法を検討するための資料となりますので、「学校生活管理指導表」を、アレルギーで受診されているかかりつけの主治医の先生に記載していただき、「食物アレルギー問診票」、「食物アレルギー個別調査票」については保護者が記入し、提出していただきますようご協力をお願いします。

実施につきましては、下記の事項を再度ご確認のうえ、学校・園または市教育委員会へご相談ください。

### 記

◇ 学校給食でのアレルギー食対応については、次の基準を設けています。

- ① 医師により食物アレルギーと診断され、定期的に受診をしていること。
- ② 主治医による「学校生活管理指導表」(診断書)を提出していただき、学校給食で食物アレルギーの配慮や管理が必要であると指示されていること。
- ③ 家庭でも除去食を実施していること。

ただし、全てに該当する場合であっても、アレルギー症状の程度や多岐にわたるアレルギー食材がある場合等は、学校給食での対応が不可能な場合があります。

また、本市学校給食における食物アレルギー対応については、申請のあった原因食品を除いて給食を提供する「除去食」の対応をさせていただきますが、対象となるアレルゲンを含む食材が多い場合は弁当の持参をお願いする場合があります。

◇ 学校給食におけるアレルギー対応は以下の手順で行います。

- 1 ①「学校生活管理指導表」、②「食物アレルギー問診票」、③「食物アレルギー個別調査票」の提出  
提出先 : 学校、園 または 大和高田市教育委員会事務局教育部教育総務課保健給食係

#### ①「学校生活管理指導表」

- ・アレルギーでかかりつけの主治医の先生に記載をお願いしてください。(同封の主治医様宛の封筒に「学校生活管理指導表」と依頼文が入っていますので、一緒にお渡してください。)
- ・記載していただいた「学校生活管理指導表」の【緊急時等連絡先】に保護者電話番号を記入し、下段の同意欄に署名をしてください。

\* 「学校生活管理指導表」は医師に記載、署名、捺印してもらいますが、その際の「文書料」は健康保険適用外のため、別途、費用が発生します。費用は医療機関によって異なりますので、受

診される前に医療機関にお尋ねください。

なお、「学校生活管理指導表」に要する費用は保護者負担となりますのでご了承ください。

- \* 病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表」を提出していただきます。また、症状が改善し管理の必要がなくなった場合においても、管理の必要なし、の指示をいただき、提出をお願いします。

## ②「食物アレルギー問診票」

- ・「食物アレルギー問診票」に必要事項をご記入の上、医療機関（主治医）にご持参ください。  
（記入のわかりにくい点は、医療機関にお尋ねください。）  
原本を提出してください。

## ③「食物アレルギー個別調査票」

- ・保護者が必要事項を記入し、押印をしてください。

## 2 面談

提出いただいた後、必要に応じて面談等を行い、対応の詳細を決定します。

## 3 アレルギー対応除去食実施決定

## 4 除去食品のチェック

保護者の方には毎月事前に給食献立表をお渡しし、除去食品のチェックをしていただきます。

\*調理過程において、可能な範囲でアレルゲンを除いた給食を提供します。

\*「少量可」や「〇gまで可」といった量については対応できません。その際は除去か除去しないかだけの対応になります。

\*加工品や調味料等、既にアレルゲンが含まれているものは、調理の段階で除去できませんので対応の対象になりません。

\*同一の献立で複数人の除去をしなければならぬアレルゲンが重なった場合、安全を第一に提供するため、複数人の別のアレルゲンをまとめて除去した献立を提供することがあります。あらかじめご了承下さい。

\*除去した食材に伴う給食費の返金はできませんのでご了承ください。

\*除去等の対応が困難な献立については、弁当を持参していただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

## 5 除去食の解除について

食物アレルギーの改善がみられ主治医の指示があった場合、除去を解除します。その際、ご家庭で食べて症状がでないことを必ず確認して下さい。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒635-8511

大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所2階

大和高田市教育委員会事務局教育部教育総務課（保健給食担当）

電話 0745-22-1101（内線2931）